

通所介護（デイサービス）重要事項説明書

（ 令和6年4月1日現在 ）

1. 事業の目的及び運営の方針

社会福祉法人恵成会が開設いたしますデイサービスセンター「おおぞら」は、介護や支援を必要とされる方々が寝たきり状態にならないよう日常生活へのお世話や心身へのケア、レクリエーションを楽しみながら共に歩み、ご家族と高齢者への生活支援をさせていただきます。そして私達介護職員は、ご利用者やご家族の気持ちを考えた上で専門的技術をもって、ふれあいの中で向上を目指してサポートします。

2. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0595-21-8278 （午前9時~午後5時まで）
0595-21-8258

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

3. デイサービスセンター おおぞら の概要

（1）通常の事業の実施地域

名 称	デイサービスセンター おおぞら
所 在 地	伊賀市高畑字深田784-2
事業所番号	2471200267
通常事業実施地域※	伊賀市（旧上野市北部）

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員の体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	生活相談員と兼務		<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の管理運営及び統括 ・利用者、家族への説明 ・通所介護計画の作成 	1名
生活相談員	1名 (兼務1名)	1名 (兼務1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護の利用に係る調整 ・他の従業者に対する相談助言及び技術指導 ・ケアマネージャー及び家族との連絡 ・通所介護計画の作成及び実践 ・利用者の心理的、社会的把握 ・利用者に対する相談助言 ・その他通所介護に必要と思われる業務 	2名
機能訓練指導員		1名	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練指導、助言を行う ・レクリエーションの実施 	1名
看護職員	1名		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の健康管理 ・利用者の心理的援助 ・緊急時の応急処置及び担当医師への連絡 	1名
介護職員	2名		<ul style="list-style-type: none"> ・入浴、食事の介助 ・レクリエーションの実施 ・利用者への心理的援助 ・通所介護計画の作成及び実施 ・その他の通所介護に必要と思われる業務 	2名
その他				

(3) デイサービスの設備等

定員	20名	休憩室	1
食堂	1	相談室	2
浴室	一般浴槽・特殊浴槽	介護教室	1
		送迎車	5台

(4) ご利用について

営業日	月曜日～金曜日（年末年始 12月30日～1月3日は休み） ※ 祝祭日は営業しています。
営業時間 窓口受付時間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：15～16：30

4. 提供するサービス内容

- ① レクリエーション・・・遊びを通じ、身体・精神の休養、ゆとりと気力を考えます。
- ② 機能訓練・・・・・・残存機能をいかした機能訓練を行います。
- ③ 生活相談・・・・・・日常生活全般にわたる相談・援助を行ないます。
- ④ 食事・・・・・・栄養のバランスを考えた食事を提供します。
- ⑤ 入浴・・・・・・心身の状況をふまえ一般浴又は特別浴を提供します。
- ⑥ 健康チェック・・・・体温・血圧・脈拍等の健康チェックを行い利用者の方の健康を守ります。
- ⑦ 送迎・・・・・・福祉車両による自宅とデイサービス間の送迎を行います。

5. 料金

(1) 利用料金

- ① 基本額（併設型通常規模、7時間以上8時間未満） 令和6年4月1日より適用

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担金（1割負担の場合）
要介護1	6,580円	658円
要介護2	7,770円	777円
要介護3	9,000円	900円
要介護4	10,230円	1,023円
要介護5	11,480円	1,148円

※ 当事業所のサービス提供時間は、7時間以上8時間未満です。

※ 緊急時等で7時間以上のサービスを提供できない場合、実際の提供実施時間にあわせた基本額になります。

〔ご利用にあたっての費用について〕

- ② サービス提供体制強化加算（I） 220円（自己負担22円※1割負担の場合）
- ③ 通所介護処遇改善加算（I） 5.9%
- ④ 介護職員特定処遇改善加算（I） 1.2%
- ⑤ 地域区分上乘せ 1.4%
- ⑥ 入浴介助加算（I） 400円（自己負担40円※1割負担の場合）
- ⑦ 食事代（食材料費、おやつ代込） 600円（全額自己負担）
- ⑧ その他 希望された場合おむつ代、レクリエーションにかかる費用などは実費となります。

(2) 利用料金の支払い方法

毎月、12日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。
お支払い頂きますと、領収書を発行いたします。
お支払い方法は、現金集金又は銀行口座振替（指定銀行）です。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずお電話でお問い合わせください。最寄の居宅介護支援センターに連絡するように伝えま
す。その後介護支援専門員より連絡があり次第、実態調査を行ってから契約を交わしサービス
の提供を開始いたします。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成している介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
もしくは介護支援専門員に連絡して下さい。

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

やむをえない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所された場合
- ・ お客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ・ お客様がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合。

④ その他

- ・ 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当センターが破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することが出来ます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催促したにもかかわらず10日以内にお支払いがない場合、お客様やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対し本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又はお客様の入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態が明らかになった場合は居宅サービス計画を作成している介護支援専門員に連絡し、それから判断してサービスを終了させて頂く場合がございます。

7. 当センターの通所介護サービスの特徴

(1) 運営方針

通所介護計画書に基づき、日常生活の自立に向けての支援とサポートを行います。
デイサービスセンターでは、心のケアや健康管理を見守りながら、ご利用者自身あるいはご家族の介護の負担軽減を図ることを目的としています。

(2) サービスの利用のために

- ・営業日 月曜日～金曜日
(但し祝・祭日はサービス提供しています。年末年始 12月30日～1月3日は休み)
- ・送迎 福祉車両による送迎を行います。

(3) サービスの利用のための留意事項

- ・送迎の連絡方法
送迎を利用される方については、個々に送迎時間を連絡します。
- ・体調確認と体調不良の場合の対応
当センターの看護師が体調を確認し、体調不良の場合は、主治医、ご家族、介護支援専門員に連絡し、状況に応じて速やかに対応します。
- ・食事の内容
栄養士の立てる献立表により、栄養や皆様の身体状況を考慮した食事をご用意します。
- ・レクリエーション・趣味活動の内容
週間予定表、月間予定表を作成し、多様なレクリエーションを織り交ぜて利用者のニーズにあったレクリエーションに参加いただけます。
- ・キャンセル
利用予定をキャンセルされる場合は、予定日当日の午前8:30分までにご連絡ください。

8. 事故発生時の対応

- ・利用者の体調に異常が見つかった場合は、速やかにご家族及び医療機関に連絡し必要な指示を受け対処します。
- ・災害時の非常事態に際しては利用者の安全及び保護を優先して対処いたします。
- ・指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 緊急時の対応

主治医	氏名	
	住所	
	電話番号	
ご家族	氏名	
	住所	
	電話番号	

10. サービス内容に関する苦情

ご利用の相談、サービス内容についての相談、及び皆様からの苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

(1) 当事業所窓口担当者

担当窓口 0595-21-8278 責任者氏名 センター長 岡田やよい
0595-21-8258 担当者氏名 主 任 仲 なつ代

(2) その他関係機関

- ・伊賀市介護高齢福祉課 (月～金曜日、8:30～17:15)
三重県伊賀市四十九町3184番地
TEL 0595-26-3939 FAX 0595-26-3950
- ・三重県福祉サービス運営適正化委員会
三重県津市桜橋2丁目131
TEL 059-224-8111 FAX 059-213-1222
- ・三重県国民健康保険団体連合会 保健介護福祉課
三重県津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館2階
TEL 059-213-6500 (月～金曜日、9:00～17:00)

11. 衛生管理及び感染症対策

利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 一 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

12. 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- 四 上記の措置を適切に実施するための担当任者を置く。

13. 従業者の質の確保

事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

- 2 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに

類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

1 4. 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 秘密保持等

(1) 指定通所介護事業所の従業員は、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

(2) 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置をとっています。

(3) 指定通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書による了解をいただきます。

1 2. 法人の概要

名称	法人種別	社会福祉法人 恵成会
代表者役職・氏名		理事長 岡田 吉史
所在地		三重県伊賀市高畑字深田 7 8 4 - 2
電話番号		0 5 9 5 - 2 1 - 8 2 7 8
F A X		0 5 9 5 - 2 1 - 3 5 6 8

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 三重県伊賀市高畑字深田784-2
社会福祉法人 恵成会
デイサービスセンター おおぞら
(事業所番号2471200267)

説明者 職 名

氏 名 _____ 印

私は、本書面（重要事項説明書）及び契約書により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印